

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(センター型)」

2 契約の相手方

| | |
|--------------|---------------|
| 西淀川子育て支援センター | 社会福祉法人 西淀川福祉会 |
| 旭子育て支援センター | 社会福祉法人 向日葵福祉会 |

3 隨意契約理由

大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(センター型)」の実施場所である佃保育所および森小路保育所については、本市施策である「公立保育所の民営化」における民間委託対象保育所として委託先法人を公募し、外部委員による「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」での審査を経て、令和元年12月に、佃保育所の委託先法人として社会福祉法人西淀川福祉会が、森小路保育所の委託先法人として社会福祉法人向日葵福祉会が、それぞれ選定され、令和3年4月1日より公設置民営保育所として、運営されている。

公募にあたって、それぞれの保育所で実施していた本事業の継続的な実施を条件として付しており、令和2年度には委託先法人へ、保育所運営業務に加え、本事業の概要や利用状況、事業実施内容、実施方法、地域連携等についても引き継ぎを行ったところである。

したがって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話 06-6684-9109）

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称
令和6年度施設退所児童等社会生活・就労支援事業業務委託

2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会

3 隨意契約理由書

本事業は、施設を退所し自立生活する予定の児童及び施設を退所した児童について、社会生活で必要な知識の修得や生活技能の指導、必要に応じた助言・指導等を行い、社会生活への適応を容易にするとともに、当該児童の特性を考慮した就業あっせん、個別就業指導及び企業の開拓を行うことにより、児童の社会的自立を促進するものである。

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第13条の3の3(児童虐待を受けた児童等に対する支援)において「国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない」と規定されており、その実施方法については、「社会的養護の課題と将来像への取組」(平成24年6月)の中で、政令指定都市が所在する道府県では区域を越えて施設入所等の措置が行われることから円滑な支援を行うために連携して行うこととされている。そのために、当事業を実施する大阪府・堺市・本市の三者で同一法人と契約することが望ましい。これらを踏まえて、標記2の社会福祉法人を委託先とし、特名随意契約を行う。

事業実施に当たって次の事項が必要とされる。

- 1 児童入所施設、関係機関、職場との連携機能を有すること。
- 2 退所児童や職場との情報交換及び情報発信を行うこと。
- 3 退所児童等に対する理解、専門的な知見、経験を有していること。
- 4 就業あっせんのための有料職業紹介所を有していること。

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、

- 1 毎年、雇用主懇談会議を開催し、退所児童を採用した雇用主との繋がりづくりを行う等、関係機関、施設、職場との連携機能を有している。
- 2 施設退所児童等に対して情報紙を送付したり、フリールームを開設し相談できる場所を提供することで情報の交換及び発信を行っている。
- 3 児童養護施設及び児童自立援助ホームの運営を行っていることから児童福祉施設についての知識が豊富である。
- 4 有料職業紹介所を所持している。

と、本市の条件と合致している。

さらに、当事業のような施設退所児童の指導から就業に至る一貫した自立生活支援を行っていて、施設、児童、職場との連携機能を十分に有しているのは、関西において現時点(令和6年4月1日現在)では、市内に拠点を置く当該法人のみである。

また、当事業を継続的かつ効果的に実施するためには市内に事業者の拠点があることが適当である。

※令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課(電話番号 06-6208-8050)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度総合福祉システム（福祉五法システム）こども青少年局児童扶養手当関係・幼稚園関係帳票作成等業務委託（概算契約）

2 契約相手方

株式会社 クローバー情報システム

3 隨意契約理由

本業務は、こども青少年局において総合福祉システムを用いて印刷物（1）を毎月発行するにあたり、その処理件数が多くかつ多岐にわたることから、印刷用データ等の作成後速やかに印刷・裁断・封入・封緘等を行う必要があるため、それらを民間業者に委託して実施しているものである。

令和6年4月1日以降の業務については、競争入札により契約相手方の選定を行うため、令和5年12月14日に契約管財局に入札依頼を行い、参加事業者からの質問も寄せられていたところであるが、令和6年3月14日に開札したところ、入札に応じる事業者がおらず、取止めとなったところである。本来であれば事後審査型一般競争入札等を依頼し、再入札により業者決定を実施する必要があるものの、そうすると事業者決定が令和6年5月末ごろとなってしまう。本案件に含まれる令和6年度の保育所入所等にかかる決定通知書等は4月中に保護者あてに送付する必要があることや、4月当初の口座振替事務に必要な書類が印刷できなければ、総合福祉システムを用いた事業全般の口座振替が行えないことなどから、市民生活へ多大な影響を引き起こすことが想定されるところであり、本業務は4月当初からの契約が必須となっている。このことから、下見積を徴取した事業者に再入札に要する期間のみ随意契約の締結を打診したところ、4月・6月に納品することとなっている大量帳票を、短期間で納品することが難しいとのことから応じてもらえない状態である。

令和5年度については、幼保企画課及びこども家庭課にてそれぞれ同様の契約を上記相手方と行っているところであるが、上記相手方からは4月・6月に予定されている大量帳票についても対応することができるとの回答を得ており、業務の円滑な実施を確保し、市民生活に影響を与えないためにも、再度の入札を実施するにあたり必要な期間を考慮し、令和6年6月30日まで上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結する。

（株式会社クローバー情報システムについては、令和6年4月6日まで入札参加停止の措置を受けているところではあるが、大阪市競争入札参加停止措置要綱の第10条に基づき、随意契約を締結するにあたり問題ない旨契約管財局に確認済である）

大阪市競争入札参加停止措置要綱 第10条

局長等は、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、本事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

（1）保育所入所関係等業務にかかる帳票（保育所入所承諾書 保育料等決定（変

更) 通知書等) や保育料等の徴収事務にかかる納入通知書等

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課(電話番号: 06-6208-8344)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度養子縁組里親支援事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 家庭養護促進協会

3 隨意契約理由

本事業においては、里親委託や養子縁組の業務の性質上、きわめて高度の専門性と実績を必要とし、こども相談センターと密接に連携して事業を行う必要がある。

公益社団法人家庭養護促進協会は、里親探し専門の民間の児童福祉団体であり、大阪府内において、法律に定める民間あっせん機関の許可を受け養子縁組斡旋・里親委託に取り組んでおり、こども相談センターとの連携機能を十分有している唯一の団体であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、本事業を公益社団法人家庭養護促進協会に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター（電話番号 06-4301-3146）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度里親等相互交流支援事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市里親会

3 隨意契約理由

大阪市里親会は、里親同士が交流し悩みや相談も分かち合いながら受託児童の養育の向上を図ることを目的として結成された団体であり、大阪市認定の養育里親のほとんどが会員となっている唯一の団体である。

本事業については、里親制度を理解しているだけでなく、里親等が一人で養育の悩みを抱え込み孤立することのないよう、当事者にしか分からない養育上の悩み等を把握し、定期的な交流を行って当事者同士の繋がりを築きながら、養育技術の向上を図っていくことが必要である。大阪市里親会は当事者の立場から事業を実施できる唯一の団体であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当するため特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター（電話番号 06-4301-3146）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度あいりん特別保育対策事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 隨意契約理由

あいりん特別保育対策事業は、あいりん地域に居住する就学前児童を対象とし、当該地域において、保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護・保育を行うこと、放任されている児童に対して、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第21号)第3条第5号により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第39条(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)に準ずる遊びの指導及び生活指導を行うこと、児童の家庭を巡回訪問し、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行うこと、必要に応じて保育所への入所など適切な行政措置を受けるため関係機関との連絡調整を行うことである。

本事業の実施においては、認可保育所に準じた保育サービスの提供が求められるほか、特に児童の保護という役割においては、地域に密着した情報収集と迅速な対応が求められるため、あいりん地域内にその実施拠点があることが、必要不可欠である。

上記の法人は、あいりん地域における唯一の認可保育園である「わかくさ保育園」を経営しており、同地域で、子どものための情報交換や相互支援のためのネットワーク「あいりん子ども連絡会」で中心となって活動している法人である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人 石井記念愛染園と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話06-6208-7981)

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

朝幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社関西支社
常務支社長 小林 薫

3 随意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立幼稚園給食用食材提供業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪市学校給食協会

理事長 燐田 豊

3 隨意契約理由

(業者選定理由)

令和6年4月に、大阪市立貫江田幼稚園及び大阪市立玉造幼稚園（以下「認定こども園」という。）を幼稚園型認定こども園へ移行させることに伴い、認定こども園の幼児に対して給食を提供する必要があることから、大阪市立幼稚園幼児給食提供事業（以下「幼稚園給食」という。）を実施することとしている。

幼稚園給食で使用する副食食材の調達については、年間を通じて数百種類の食材数を使用することや日々の幼児数の増減、アレルギー対応、この間の食材価格の高騰などの理由で、予定価格を見込むことが困難である。さらに、本市において、現状、給食食材の調達に関して入札を行っている部署が存在していないことからも情報もなく、入札の実施が困難な状況にある。

幼稚園給食で使用する副食食材については、食品の安全性に関する保護者の関心が非常に高いことから、保護者の不安を払拭し、幼児の食の安全性を確保することが重要である。また、食材費は保護者が給食費として負担することとなるため、この間の食材価格の高騰等の影響も考慮し、食材の調達にかかる各種コストを抑え保護者の負担を軽減することも重要である。それらを踏まえ、食材等の安心・安全性の確保や食材等の調達及び配送コストの軽減等を図るため、本市の学校給食の献立を活用し、学校給食で使用する「食材規格」に準じた安全で安価な食材を調達することとしたため、学校給食における食材の調達スキームを活用することとした。

上記契約相手方は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配達、食材納入業者への食材費の支払代行業務等（以下「食材提供業務」という。）を一括して行っており（詳細は別紙参照）食材の調達においても独自の方法で見積合わせを行い、安全で安価な食材を確保できる事業者であること、また、教育委員会事務局の市場調査では、食材提供業務の実施可能な唯一の事業者であり、契約管財局の資格審査員会で承認される見通しの事業者であること等を踏まえ、幼稚園給食の円滑な実施を確保する上で有利と認めることができる。

以上から、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により、上記契約相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

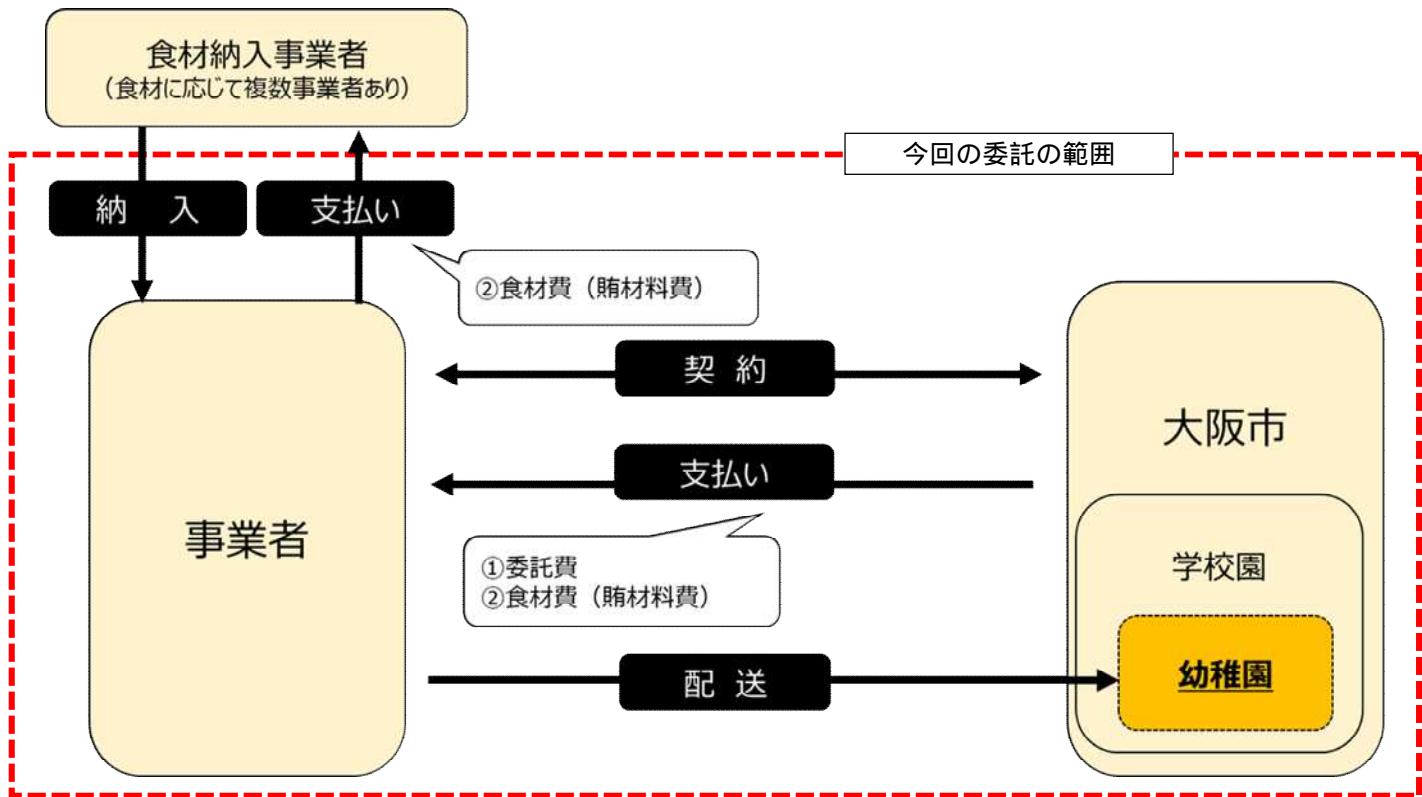
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ

（電話番号 06-6208-8165）

(別紙)



随意契約理由書

1 案件名称

母子保健にかかる訪問事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市天王寺区細工谷 1 - 1 - 5

一般社団法人 大阪府助産師会 会長 平山三千代

3 隨意契約理由

助産師は、産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、母子相互作用の視点から育児の支援ができ、この時期に訴えの多い母乳育児や育児に関する相談に対して、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる。また乳児及び妊産婦の健康管理だけでなく、養育力を高めるための支援も児童虐待予防の視点から重要であり、その技術を兼ね備えているのは助産師である。

本事業は、産婦の健康保持増進等を目的として、3か月健康診査を受けるまでの間の乳児を持つ家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」、児童虐待の未然防止を目的として、望まない妊娠等により出産後も育児困難が予想される妊婦・養育が困難になっている家庭を訪問する「専門的家庭訪問支援事業」及び乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施し、養育者が赤ちゃんに対してどのような気持ちを抱いて接しているかを客観的に把握・評価する「赤ちゃんへの気持ち質問事業」、出産間近な妊婦の不安の解消及び出産後の見通し等と一緒に確認することを目的として、妊娠8か月頃の妊婦を訪問する「妊娠8か月頃面談事業」があり、いずれの事業も、乳児及び妊産婦を対象に実施するものである。

そのため、本事業を実施するにあたっては、妊娠期から産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる専門職である助産師による実施が必要不可欠である。

また、本事業は、大阪市内24区に設置された保健福祉センターから依頼があれば、迅速に家庭訪問を実施する必要性があることに加え、訪問日は妊産婦の訪問希望日時に合わせる必要がある。現状、これらに対応でき、助産師を毎回確実に派遣できる団体は、大阪市内約800人の助産師が属し、助産師の派遣に関して柔軟に対応できる組織力や調整力を有し、さらに助産師業務の水準を維持・改善・向上のため、専門性の高い知識を学ぶための研修の実施と技術の練磨に組織的に努めている一般社団法人大阪府助産師会（以下「助産師会」という。）の他にはいない。

以上により、本事業を委託できる唯一の団体である助産師会と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ（電話番号 06-6208-9967）

随意契約理由書

1 案件名称

長吉第1保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイコー株式会社 大阪支店
支店長 森田 直樹

3 隨意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6684-9081)

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

南大江保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部
近畿統括本部長 山口 治徳

3 隨意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6684-9081)

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

森小路保育所ほか2か所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所 所長 成瀬 友章

3 隨意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6684-9081)

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市母子父子寡婦福祉貸付金債権管理回収等業務委託

2 契約の相手方

リボーン債権回収株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、母子父子寡婦貸付金についての債権回収業務を行うものであり、令和4年度に公募型指名競争入札にて上記事業者に業者決定したものである。

回収が困難な債権については、調査や納付交渉に時間がかかるため、実際に支払いにたどり着くまで相当の期間を要し、その後分割で支払いが始まる。分割支払い中においても完済に至るまで継続して納付催促する必要があり、毎年事業者が変更された場合、年度当初から安定的な役務の提供を行うことが困難となることが考えられる。

このようなことから、本契約については当初の公募条件として、事業の趣旨・目的が適切に実現され、安定的かつ十分な実績が認められた場合については、2回（令和7年度）を限度に特名随意契約を行うことができることとしており、本契約については、これまでの履行に関して安定的な事業運営が認められ、かつ十分な実績を有していると認められることから、本事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話：06-6208-8344）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度菅南幼稚園外35施設ガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部

業務部長 造座 克之

3 随意契約理由

(業者選定理由)

ガスヒートポンプ(GHP)式空調設備は、ガスエンジンで室外機のコンプレッサーを駆動させているため、車と同様に定期的に点検する必要がある。GHPは、製造メーカーにより仕様等が異なっているため、その点検・整備は専門的知識と特殊な工具が必要となり、一般の業者ではメンテナンスができない。

また、GHP方式による空調設備では、ガス供給と機器との間に密接な関連があるため、その保守点検においては、ガス供給と機器との一体性を考慮する必要があり、ガス漏れ等不測の事態にも十分な対応が図る必要がある。

よって、ガス供給からGHPの開発・製造・施工・保守点検(点検・整備)すべてに携わっている大阪瓦斯株式会社に点検委託を行う。

以上の特名理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と特名随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ

(電話番号: 06-6208-8166)

こども青少年局保育施策部保育所運営課

(電話番号: 06-6684-9345)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業

2 契約の相手方

医療法人 順心会 外 20 事業者

3 隨意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども・子育て支援計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

計画（第1期）では、令和元年度末において、年間40,953人日のニーズに対応できるよう事業を拡充することとしており、実施施設数は公立9施設、民間24施設となり、年間40,903人日の提供体制を確保した。しかしながら、計画上の目標には到達しておらず、また、第2期計画（令和2年度～6年度）においては43,360人日の確保を必要としていることから、現在の実施施設での事業を継続した上で、さらに実施施設を拡充してニーズに対応する必要がある。

民間施設（ ）の26施設（内2施設休止中）については、引き続き「大阪市病児・病後児保育事業」の実施施設として事業を委託することで、安定かつ継続的な事業実施による市民サービスの確保が期待できる。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、医療法人順心会外20事業者と随意契約する。

（ ）本事業については、平成6年の事業創設時には事業実施施設が乳児院又は医療機関に付設された施設に限定されていたことから、個別に開設を要請し、拡充を図ってきた。その後、児童養護施設に対象が拡大されたことを受け、児童養護施設を対象に開設を要請したところ、現在の施設から承諾があり実施している。その後、保育所に対象が拡大されたため大阪市私立保育園連盟を通じて募集するなどし、現在実施している保育所から応募があった。

平成23年度からは、病児保育の専門的な観点から、病中の児童に対する保育計画や、病児保育における安全管理体制を含めた保育環境の提供などにおいて、民間事業者の手法や提案を取り入れ、本事業を一層充実させ、市民サービスの向上を図るため、保育や保育環境など、専門的知識を有する複数の外部有識者による議論・意見交換を経て事業者を決定する、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うこととした。

平成23年度以降に開設した12施設及び令和3年度に病後児対応型から病児対応型に変更した1施設については、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 包括審議

本案件については令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

6 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話06-6208-8112）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度あいりん児童健全育成事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 隨意契約理由

本事業は、あいりん地域及びその周辺の児童を対象として健全な遊びや活動拠点を提供するとともに、児童及びその保護者に対して相談、助言及び指導を行う業務である。本契約は単年度契約であり、事業者の運営が良好な場合は2回を限度として同一事業者と契約することを条件として、令和3年度に公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定し、令和4年度より事業を開始したところである。

上記事業者は、児童への遊びや生活指導、野外活動などの児童健全育成事業及び児童の保護者に対する相談援助事業について、当局の求める水準を上回る運営を行っており、あいりん地域とその周辺の実情を把握し、さまざまな課題のある児童や保護者への個別支援について法人内の別事業や地域とも連携しながら事業を進めており、当初の企画提案時の条件である「安定した良好な運営が行われている」と判断できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話06-6208-7981）

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度児童虐待防止対策研修事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市浪速区日本橋5丁目14-10松竹ビル6階C

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

理事長 才村 純

3 随意契約理由

本事業は、各区要保護児童対策地域協議会（以下「各区要対協」という。）に配置必須とされる「要対協調整担当者」の養成を行うため、国が定める研修カリキュラムの正確な履行及び本市の児童虐待対応の現状や各区要対協の課題に即した実践的な研修を実施することで、各区子育て支援室職員の専門性向上を図るものであり、本事業を委託する事業者は、児童福祉、こども家庭相談援助、児童虐待対応、要対協運営、子どもの権利擁護、母子保健との連携といった様々な分野にかかる高い専門性と豊富な知識、経験を有するとともに、各区要対協の現状・課題を把握し、研修の場において各区子育て支援室職員からの質問に的確に対応し実践的な指導・助言を行うことが出来る講師体制を備えていることが必要である。

特定非営利活動法人児童虐待防止協会はこれらの要件をすべて備えており、他に適切かつ確実に本事業を遂行できる団体は存在せず、事業委託できる唯一の団体であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-8867）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度要保護児童対策地域協議会機能強化事業（SV派遣）業務委託

2 契約の相手方

大阪市浪速区日本橋5丁目14-10松竹ビル6階C

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

理事長 才村 純

3 隨意契約理由

本事業は、各区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に児童虐待についての専門的知識をもったスタッフ（学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー、弁護士等）であるスーパーバイザーを派遣し、関係機関に対する研修、要対協の運営面に関する継続的な支援等を行うものである。本事業を委託する事業者は、福祉だけでなく心理や法律、保育等といった様々な分野にかかる豊富な知識、経験を有している専門スタッフを擁している必要がある。その理由として、児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待と多岐に渡り、児童虐待に関する課題、危険度に応じて求められる対応がケースによって異なってくることが挙げられる。そのような状況下、各区のニーズや疑問、個別相談に対して十分に対応するためには、複数の分野のスタッフを擁している必要がある。また、本事業は大阪市内のすべての各区役所で実施しており、各区の様々なニーズに対して区と協議し、需要に見合ったスタッフを選定し、派遣することが出来る必要がある。特定非営利活動法人児童虐待防止協会は、児童虐待防止事業に不可欠な児童福祉や法律、心理についての専門性の高いスタッフを一定規模確保しており、それぞれのニーズに応じた人材をコーディネートし、区役所からの要請に応じて講師を派遣できる体制を確立している。さらに、他の自治体においても現在調査している中では児童虐待防止協会でしかスーパーバイザーの派遣の実施が見受けられない。以上により、児童虐待防止協会は本事業を適切に運営し、要対協運営の継続的な支援等の目的を達することができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-8867）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市認定こども園等調査研究事業委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 市田 守男

3 隨意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を目的とし、大阪市内の認定こども園および施設型給付の幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図るため、各園の現状を踏まえたテーマや方法等に基づいて調査・研究を行う事業である。

認定こども園及び施設型給付の幼稚園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえたテーマ等について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、認定こども園及び施設型給付の幼稚園が対象となっており、市内の 82 か所ある各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させることが必要である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園等の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されている団体であり、事業対象となる 82 か所の各園すべてが加盟している唯一の団体である。また、幼児教育の経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

当事業内容について柔軟に対応できる組織力や調整力を有しており、本事業を円滑に実施し、事業目的を達成できるのは当該団体の他にはいない。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、当該団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市幼稚園調査研究事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立幼稚園連合会 会長 市田 守男

3 隨意契約理由

「大阪市幼稚園調査研究事業」は幼稚園教育の振興・普及を図るため、大阪市内の私立幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。

私立幼稚園の教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行うには、単に研修・研究を企画し開催するだけではなく、法律・例規等や幼稚園等の教育機関・相談機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行い、公私立幼稚園問わず全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進する必要がある。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、市内の私立幼稚園相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されており、市内の私立幼稚園全園が加入する唯一の団体である。また、幼児教育の経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と業務委託契約を締結することにより、事務作業の効率化を図ることができ、また、本事業が円滑に実施されるよう委託契約を行うことで、私立幼稚園の独自性を生かした各種研究研修事業が実施できるとともに、公私立幼稚園全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進していくことができる団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会との間において当委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 市田 守男

3 隨意契約理由書

本業務は、障がいのある子どもに対しては、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など、障がいの多様性を十分認識したうえで、生活面での特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する早期対応が求められている。これらの障がいを背景として、学齢期に不適応を起こす子どもも少なくない状況にあり、幼児期のうちに保護者や幼稚園教諭などが、子どもの特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切である。

本事業においては、市内の私立幼稚園等の教職員からの相談に対し、発達障がい児等特別支援教育に関する適切な助言・指導を行うとともに、在園児の保護者等からの相談を受け、子育てに関する負担感・不安感を解消するよう支援していく必要があり、単に臨床心理士、公認心理士の資格を有するだけでなく、特別支援対応、幼児教育等の専門知識の経験、見識が必要である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、市内の私立幼稚園全園が加入しており、教育分野および子どもの発達分野において専門性を有する臨床心理士を市内全域の対象園に対応できる唯一の団体であることから、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（ひろば型）」業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

- (1) 一般社団法人 あおぞら湯
- (2) NPO 法人 らうらうみどりわいふりい
- (3) 社会福祉法人 都島友の会
- (4) NPO 法人 あそびのお部屋シュッポッポ
- (5) NPO 法人 にしよどにこネット
- (6) NPO 法人 女性と子育て支援グループ・pokkapoka
- (7) 特定非営利活動法人 フェリスモンテ
- (8) 特定非営利活動法人 こももネット
- (9) 一般社団法人 codomoto ままちっち
- (10) 学校法人 森岡学園
- (11) 社会福祉法人 幸聖福祉会
- (12) 学校法人 片上学園
- (13) 特定非営利活動法人 ハートフレンド
- (14) 社会福祉法人 大念佛寺社会事業団
- (15) 宗教法人 日本フリーメソジスト岸之里キリスト教会

3 随意契約理由

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

令和6年4月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された2の施設については、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、地域の子育て支援機能の充実に寄与することが期待できる。

以上の理由により、本契約はその性質又は目的が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
こども青少年局子育て支援部管理課

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「城東つどいの広場」業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

社会福祉法人 松輪会

3 随意契約理由

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

令和6年4月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された上記施設については、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、地域の子育て支援機能の充実に寄与することが期待できる。

以上の理由により、本契約はその性質又は目的が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保育士・保育所等支援センター運営事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立保育連盟

3 隨意契約理由書

保育士・保育教諭を保育所・認定こども園等への就職に結びつけるにあたって、人材の発掘、資格併有支援・就職支援の内容、保育士と保育所・こども園のマッチング方法によってその成果は大きく変わってくる。

人材の発掘・開発・マッチングにかかる事業は、専門性が高く、職業紹介事業の許可を受けた事業者にノウハウが蓄積されているため、専門性・ノウハウを有している事業者に、上記委託業務にかかる仕様を提案してもらう方がより高い成果を得ることができることから、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、一般社団法人大阪市私立保育連盟が選定されたことから、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

(電話番号 06-6208-8031)

随意契約理由書

1 案件名称 大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人西淀川福祉会

3 隨意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立保育所では令和2年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施しており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和元年5月に公募を行い、令和元年12月に上記法人を委託先として選定し、令和2年度には引継ぎを行った。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 (TEL06-6684-9109)

6 その他

令和6年3月21日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

隨意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 隨意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、府内共通の国保総合システムの利用が必須であることから、当該システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ（06 6208 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 隨意契約理由

この業務は、療養給付後の自己負担費用から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。

社会保険にかかる療養の給付に関する費用の審査及び支払業務は、社会保険診療報酬支払基金法第15条に業務として明記されており、同条第3項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ
電話番号（06-6208-7971）

隨意契約理由書

1 案件名称

大阪市ひとり親家庭医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 隨意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ（06 6208 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ひとり親家庭医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 隨意契約理由

この業務は、療養給付の自己負担額から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。

社会保険にかかる療養の給付費用の支払及び審査業務は、社会保険診療報酬支払基金法第15条に業務として明記されており、同条第3項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

社会保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ
(電話番号 06 6208 7971)

1 案件名称

もと松之宮北保育所用地筆界特定申請業務委託（概算契約）（その2）

2 契約の相手方

土地家屋調査士法人 LAND AND

3 隨意契約理由

本市の土地を売却する場合、売却用地の地積を確定する必要があるため、原則として全ての隣接地と土地境界確定協議書を取り交わす必要がある。土地境界確定協議書を取り交わしにあたっては、土地の測量を実施する必要があり、本市では建設局測量明示課に依頼し、測量作業を実施しているが、土地面積が広大である場合や、隣接地権者が非常に多い場合などは、建設局測量明示課で実施せずに、「公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会」（以下、「公嘱」という。）へ業務委託を行っている。

本件においても、隣接地権者が多数（20者以上）存在するため、令和5年度に公嘱と業務委託契約を締結し、現地測量、土地境界確定協議書の取り交わし、地積更正及び地積測量図の登記手続きの業務を進めてきた。実務は公嘱協会会員である「土地家屋調査士法人 LAND AND」が担い、隣地地権者との協議を順調に進めていたが、秋頃に1者との協議が難航し、境界確定協議書の取り交わしに至らなかった。

隣地地権者との協議について今後も進展が見込まれない場合は、契約管財局の事務手引きにおいて、筆界特定制度（別紙参照）の活用も検討するよう示されているため、令和5年度に契約事務審査会へ諮ったうえで、当時、測量作業等の実務を担っていた「土地家屋調査士法人 LAND AND」と特名随意契約を締結し、筆界特定申請手続きを進めてきたところである。

しかしながら、通常の境界確定協議を進めていくうち、さらに3者との協議が難航したため、「土地家屋調査士法人 LAND AND」との契約を変更（相手方の増）し、申請手続きを進めてきたが、相手方が増加したことなどから、法務局への事前相談（申請資料の確認等）を行ったところで履行期限を迎えるに至らなかった。

今年度については筆界特定申請を行ったうえで、意見書等の作成作業などが必要となるが、土地の現況や隣地地権者との協議状況など一連の経緯を把握しているのは、「土地家屋調査士法人 LAND AND」であり、申請手続きに必要な資料データについても同法人が所有していることから、業務を円滑かつ安価に実施できる唯一の法人であると認められる。よって、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局企画部経理課（電話番号 06-6208-8169）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

学校法人 あけばの学園

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 ちいさいほいくえんみんなの里

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

学校法人 下福島学園

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 明の守福祉会

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 樹

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 たらちね事業会

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 たらちね事業会

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

学校法人 片上学園

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 貝塚中央福祉会

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 貝塚中央福祉会

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 麦の穂

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

学校法人 西村学園

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

学校法人 森岡学園

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

学校法人 天満学園

3 隨意契約理由

本事業は、国において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度（こども誰でも通園制度（仮称））が実施されることを見据え、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する事業を試行的に実施するものである。様々な事業者で実施方法や運営上の課題を収集し、運営の在り方の検討・整理を深めていく必要がある。また、市内全域の未就園児が利用するには相当数の事業者が必要であるため、応募のあった事業者のうち、募集要件を満たしていると認められる事業者全てと契約締結することとした。

よって、本事業は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保企画課 企画調整グループ（電話番号 06-6208-8665）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立幼稚園保育補助システムにかかるサービス提供業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

NTTビジネスソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、園児の登降園管理・保護者からの欠席連絡・緊急時の情報発信・一時預かり事業の勤務時間集計といった業務をシステムにより行うものであるが、DX戦略アクションプランにおいて、保護者の利便性を向上するため、令和7年度中（市立保育所で現在導入しているシステムの更新時期まで）に検討を行い市立保育所とのシステム連携を図ることとしている。

市立保育所については、幼稚園に先駆けてシステムを導入・運用しており、それまで紙ベースで運用していた各種帳票等を当該システムで作成し、日々の業務に役立てている状況である。市立幼稚園においても園児の安全管理、保護者の利便性向上、職員の負担軽減等については喫緊の課題であることから早急に同様のシステムの導入を進める必要がある。

導入にあたっては、本来であれば入札により事業者を決定するところであるが、今回幼稚園が導入するシステムと保育所のシステムが異なるものであった場合、DXアクションプランに基づきシステム連携を行った際に、データレイアウトの相違から蓄積データのシステム移行ができない可能性が考えられ、今後の連携に影響が生じる。また、保育所のシステムと同様のシステムを導入することにより、保育所と幼稚園間で転園等があった場合においても、保護者がアプリの入れ替えを行う必要がないことなど、保護者の利便性にも資することとなる。

以上のことから、将来的な保育所との連携を見据え、今回導入する幼稚園保育補助システムについては、保育所にてすでに導入済のシステムと同様とすることとし、同一システムを導入するにあたっては、本サービスの提供元であるNTT西日本グループの中で上記事業者のみが自治体に対するサービス提供契約を行っていることから、当該事業者との特名随意契約を行うものである。

なお、導入期間を市立保育所の契約期間と終期を合わせ、次期契約時には市立保育所・幼稚園が一体的に契約することをめざすこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ（電話番号 06-6208-8166）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市 2025 年大阪・関西万博こども体験事業運営業務委託
(単価契約) (長期継続契約)

2 契約の相手方

株式会社ギフトパッド

3 隨意契約理由

大阪府においては、府内在住のこどもたち（対象年齢は本市と同じ）に万博への来場機会（1回目）を確保するため、1日券の配付に向けて本市と同様の実施体制を業務委託契約により確保した。この実施体制については、府内各市町村の取組推進や申請者の利便性の観点から、大阪府が基本的なプラットホームを構築し、府の1日券の配付事務を行うとともに、府内各市町村が2回目以降の入場券を配付する場合に活用できる事業スキームとなっている。

具体的には、入場券の配付や入場実績の管理等にあたっては、券種を問わず「①コールセンター設置運営業務、②申請受付、審査、配付業務、③郵送等対応、④入場実績データ管理、⑤市民への周知・啓発」が必要であるところ、大阪府事業スキームを活用する場合は、上記①～⑤全てを活用できるうえで、経費については、②審査件数と③申請書郵送件数に応じた金額のみの負担しか生じず、コールセンターやシステム構築等の本来の業務委託に必要な経費を負担する必要がない。あわせて、大阪府事業と対象が重なる申請者が府事業と各市町村事業を同時に申請する場合の審査手数料については、大阪府が負担するため各市町村は経費を負担することなく入場券を配付することができ、申請者となる市民も一括申請ができることから市民の利便性やニーズに叶ったものである。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特名随意契約にて、大阪府の委託事業者である上記事業者と単価契約かつ長期継続契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課（電話番号：06-6208-8337）

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 大阪市子育てサポートアプリ構築検討支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社 野村総合研究所
代表取締役社長 此本 臣吾

3 隨意契約理由

本業務は、保育料無償化など子育て支援の充実を進める中、在宅等子育て家庭への支援のため導入するアプリの構築を行うもので、どのようなサービスが在宅等子育て家庭にとって有益であるかの提案を受ける事業である。また、DX の観点から事業を適切に実施できる能力及び経験を有する事業者から手法や着想を提案してもらうことにより、市民サービスの向上を図ることが見込まれる事業であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けること が望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議 において意見を聴取した結果、株式会社 野村総合研究所の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 野村総合研究所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定 により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話 06 6208 9399)

随意契約理由書

1 案件名称

こども青少年局事務に係る kintone システム構築及び保守業務委託【長期継続】

2 契約の相手方

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 隨意契約理由

本事業は、クラウド環境 (kintone) を活用した業務の構築を行っていくものである。

kintone の利用者は、市側の職員だけでなく、民間保育施設の職員も利用するものであることから、本市・民間保育施設双方の視点に立ったシステム開発を行う必要がある。

また、現在 kintone の基本機能による内製化によって各種業務に kintone を導入しているが、基本機能だけでは賄いきれない業務がある。

kintone においては、連携サービスを組み合わせて利用することで活用できる範囲が広がり、効率的に業務を進められるよう拡張機能が用意されているが、200 種類以上のサービスが用意されていることから、よりよいサービスの提案を受け、システム開発することが、効果的な事業実施に繋がるものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、各委員の評価点の合計点（平均値）が合格最低点 66 点を満たし、かつ最も高い提案者である富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

（電話番号 06-6208-8031）